

会員向けサービス「My Telephone（電話）」特約

第1章 総則

第1条（My Telephone（電話）の提供）

1. 株式会社インボイス（以下「当社」といいます）は、当社との間で接続機器設置契約または利用契約等の契約を締結した物件に居住する会員に対し、この My Telephone（電話）特約（以下「本特約」といいます）に基づき、「My Telephone（電話）」（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本サービスは、当社が別途定める「@George 会員規約（約款）」（以下「会員規約」といいます）第3条第3号および第21条第1項第5号に規定する会員向けサービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り本特約が優先して適用されます。

第2条（用語の定義）

1. 会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。
2. 本特約において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。
 - (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。
 - (2) 「本サービス会員」とは、会員のうち本特約に同意したうえで、当社所定の方法により当社と本サービス契約を締結し、当社から本サービスを利用する資格を与えられた会員をいいます。
 - (3) 「対象物件」とは、当社と物件管理者との契約に基づき、当社が本サービスを提供する物件をいいます。
 - (4) 「開通工事」とは、当社または当社が指定した事業者が実施する本サービスの提供に要する工事をいいます。
 - (5) 「本サービス利用料金等」とは、本サービスにかかわる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
 - (6) 「端末設備」とは、本サービスの提供のため当社が貸与する電話機等をいいます。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、対象物件における電気通信事業者の敷設する電話回線の加入権不要の電話サービスです。キャッチホンサービスについては、対象物件の設備状況によりサービスを提供できない場合があります。
2. 本サービス会員は、本サービスを登録情報の利用場所において利用するものとします。

第2章 契約

第4条（契約の単位）

当社は、対象物件の1つの差込口ごとに1つの契約を締結します。この場合、本サービス会員は、1つの契約につき1人に限ります。

第5条（申込手続）

本サービスの申込みを希望する会員には、会員規約および本特約に同意のうえ、会員規約第2章第2節に従い当社へ申込みをしていただきます。

第6条（解約手続）

1. 本サービス契約の解約を希望する本サービス会員には、会員規約第12条所定の方法により、解約を希望する日の2週間前までに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の解約手続は、本サービス会員本人のほか、連帯保証人、正当な代理権を有する者から申し出ることができます。
3. 本サービス会員が、登録情報の利用場所からの転居により本サービスの利用ができなくなる場合においても、前項の申し出が必要になります。なお、転居による解約の申し出を怠った本サービス会員には、当該期間に生じる本サービス利用料金等をお支払いいただきます。

第7条（回線接続機器の返却）

1. 本サービス会員は、本サービスの解約日から2週間以内に、端末設備を当社指定の場所へ返却しなければなりません。なお、返却にかかる送料は、本サービス会員に負担していただきます。
2. 端末設備の全部または一部を紛失または破損した本サービス会員には、その相当額をお支払いいただきます。

第3章 本サービス利用料金等

第8条（本サービス利用料金等の内容）

1. 本サービス会員にお支払いいただく本サービス利用料金等は、会員規約第24条第1項各号のほか、本サービス会員の利用状況に応じ以下の全部または一部とします。
 - (1) 申込事務手数料
 - (2) 通話明細発行事務手数料
 - (3) キャッチホン利用料金
 - (4) 開通工事その他本サービスの提供に必要となる工事料
 - (5) 本サービスの利用にあたり必要となるデータ変更料
 - (6) 再開通手数料
 - (7) 前各号のほか、特別の規定により当社が定めた料金
2. 本サービスにおいて、利用期間が1単位に満たない場合の月額基本料金は、当該月の日数に応じた日割り計算により算出し、請求します。
3. 申込事務手数料は、初回の利用料金等に合算し、請求します。
4. 工事料、データ変更料は、それぞれ発生した日が属する月の利用料金等に合算し、請求します。
5. 本サービス会員には、本サービス利用開始前に解約を申し出た場合といえども、当社が開通工事に着手した後であったときは、申込事務手数料および開通工事料金をお支払いいただきます。なお、キャンペーン（有料・無料を問わない）期間中に申込みを行った本サービス会員についても同様とします。

第4章 利用の停止、休止

第9条（利用の停止条件の追加）

当社は、会員規約第19条第1項各号のほか、本サービス会員が以下のいずれかに該当した場合、何らの責任も負うことなく、その会員に対する本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用場所を無断で変更した場合
- (2) 当社の書面による承諾を得ずに、専用回線に本サービス会員の電気通信設備または当社指定以外の者が提供する電気通信設備を接続した場合

- (3) 本サービスを利用するにあたり専用回線または回線接続装置に不正な手段を講じる等、本サービスを自ら不正利用もしくは第三者をして不正利用させたとき、または不正利用するおそれもしくは第三者をして不正利用させるおそれがある場合

第5章 雑則

第10条 (本サービス利用開始時の瑕疵)

1. 本サービス利用開始時に、本サービス利用上の障害および接続不良等何らかの瑕疵があった場合、本サービス会員には、本サービスの利用開始日から1ヶ月以内に当社に申し出ていただきます。
2. 前項の申し出がないまま期間が経過した場合、本サービス会員には、申込事務手数料、開通工事の料金および利用開始日からの月額基本料金をお支払いいただきます。

第11条 (免責事項)

天災、事変その他の不可抗力、または本サービスに関する提携事業者、物件管理者もしくは電気通信事業者の責に帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合、その状況を当社が認識した時刻から起算して72時間以上連続し利用再開ができなかったとき、当社は利用者に対して当該月の日数に応じた日割り計算にて利用料金を減額または返金するものとします。

附 則

第1条 (実施期日)

本特約は、平成27年2月1日から実施します。

別表 料金表

本サービス利用料金

区分	金額（税抜）
基本料金	別途算定する。
申込事務手数料	別途算定する。
通話明細発行事務手数料	1ヶ月分につき350円
キャッチホン利用料金	月額300円
開通工事その他本サービスの提供に必要となる工事料	別に算定する実費
本サービスの利用にあたり必要となるデータ変更料	別途算定する。
再開通手数料	別途算定する。